

# 公立大学法人山梨県立大学教員選考規程

(平成22年4月1日制定 法人第3203号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第6条第2項及び第11条第3項の規定に基づき、教員の採用及び昇任の選考（以下「選考」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事方針)

第2条 理事長は、毎年度、役員会の議を経て学部、研究科及び専攻科ごとにおける教員の配置に関する方針（以下「人事方針」という。）を定め、これに基づき教員の選考を行うものとする。

2 理事長が前項に規定する人事方針を定めるに当たり、学部長、研究科長及び専攻科長（以下「学部長等」という。）は、意見を述べるができるものとする。

3 理事長は、学部長等及び教育研究審議会（以下「審議会」という。）に対し、策定した人事方針を通知するものとする。

(選考の方法)

第3条 教員の選考は、次条から第8条までに規定する資格のいずれかを有し、かつ、人格、学歴、職歴、学会及び社会における活動、管理・運営上の実績、職務上の実績等が本学の教員として適すると認められる者のうちから、審議会の議を経て理事長が行う。

(教授の資格)

第4条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において教授の経歴のある者
- (4) 大学において准教授の経歴があり、研究上の業績があると認められる者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識、技能及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第5条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者
- (3) 大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
- (4) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識、技能及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第6条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第4条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第7条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第4条又は第5条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 専攻分野について、知識、技能及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第8条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(2) 前号の者に準ずる能力があると認められる者

（審査基準の策定）

第9条 学部、研究科及び専攻科ごとの教員の選考に係る審査基準（以下「審査基準」という。）は、学部、研究科及び専攻科の教授により構成される人事に関する教授会（以下「人事教授会」という。）においてそれぞれ定めるものとする。

（人事教授会の招集）

第10条 学部長等は、第2条第1項に規定する人事方針に基づき、教員の選考を行う必要が生じたときは、人事教授会を招集し、選考の手続きを開始するものとする。

（教員候補者選考委員会）

第11条 人事教授会は、選考される教員候補者の審査を行うため、教員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、人事教授会で選任された委員5名以内をもって組織する。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

4 委員会の会議は、委員長が議長となり招集する。

5 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

6 委員会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

7 学部長等は委員会に出席して意見を述べることができる。

（審査及び選考）

第12条 委員会は、審査基準に従い、候補者の審査を行う。

2 委員会の委員長は、必要があると認められるときは、当該委員会の委員以外の教職員又は本学の教員以外の学識経験者の意見を聴くことができる。

3 委員会は、候補者の審査を終了したときは、別記様式の教員候補者審査報告書（以下「報告書」という。）を作成し、人事教授会に報告する。

4 人事教授会は前項の報告に基づき審議を行い、候補者の選考を行う。

（審査結果の報告）

第13条 人事教授会は、報告書を添えて、候補者の選考結果を学部長等に報告しなければならない。

2 学部長等は、報告書を添えて、理事長に候補者の選考結果を報告しなければならない。

（決定）

第14条 理事長は、学部長等から候補者が報告され、当該者が人事方針に適合する者であると判断したときは、審議会の議を経て、当該者の採用又は当該職への昇任を決定する。

2 前項の場合において、報告された候補者の中に人事方針に適合する者がいないと判断したときは、理事長は、再度学部長等に候補者の選考を指示することができる。

（特別な職務内容等の場合の選考）

第15条 担当させる職務内容又は報酬その他の勤務条件等について、特に考慮を要する教員を選考する場合は、第9条から第14条までに定める手続き以外の方法により、教員を選考することができる。

2 前項の場合において、必要な事項は、その都度理事長が定める。

（委任）

第16条 この規程に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(工学系学科の教員の選考に係る特例)

- 1 第 9 条の規定にかかわらず、令和 10 年度に国際政策学部を設置する工学系学科の教員の選考（令和 7 年度から令和 9 年度までに行うものに限る。以下「教員の選考」という。）に係る審査基準については、理事長が定めるものとする。
- 2 教員の選考に係る次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、第 11 条第 7 項及び第 13 条第 2 項の規定は、適用しない。

第 10 条	人事教授会の招集	選考の手續の開始
	学部長等	理事長
	人事教授会を招集し、選考	選考
第 11 条第 1 項	人事教授会	理事長
第 11 条第 2 項	人事教授会で選任された	理事長が選任する
第 12 条第 3 項	作成し、人事教授会に報告する	作成する
第 12 条第 4 項	人事教授会は前項の報告	委員会は、報告書
第 13 条第 1 項	人事教授会	委員会
	学部長等	理事長
第 14 条第 1 項	学部長等	委員会
	採用又は当該職への昇任	採用
第 14 条第 2 項	学部長等	委員会

(施行期日)

- 3 この規程は、令和 7 年 8 月 4 日から施行する。